

農業委員会定例会 5月

1. 開催日時 令和6年5月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 5番委員、7番委員、10番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

(2) 協議事項

令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の点検・評価について

(3) 報告事項

令和5年小豆島町賃借料情報について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ それでは早速でございますが、定例会を開催したいと思います。本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 187 m ² [redacted] 田 391 m ² [redacted] 畑 575 m ² の計3筆1,153 m ² について [redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	現場確認しましたが綺麗に管理されており引き続き[redacted]がやってもらうということで問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 畑 915 m ²

畑 769 m²

畑 1,594 m²

の計3筆3,278 m²について

の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員 現場見てきたんですけどもこれ、 の結構しっかりした木があったんですけどこれ、その木を引き継いですることですかね。

事務局 の意向では、時間をかけて抜いていくと聞いております。

6 番委員 前に植えていた人と問題が生じなければと思うんですが。

専門員 が機構を通して借りていて、合意解約はできております。 の木も2年くらいかけて移転する予定となっています。

6 番委員 分かりました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、 在住の 所有の
畑 399 m²について
の が、 するための転用申請となっております。

は、 していますが、住宅の老朽化や、 とともに生活スペースが手狭になることから、本申請地に することとしています。

計画地の選定にあたっては、実家が近くにあり、義父の所有地である本申請地を最適地として選定したようです。しかしながら、本申請地横の町道が狭いことから、一部をコンクリート舗装し として利用していることから、無断転用であり、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、3方を2.25m程度のコンクリート擁壁を設置し、南側に花崗土等で1.0m程度の盛土を、北側に1.0m程度の切土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側の側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 ちょうど現場を確認してるところ がおられまして、少し形はいびつつかどうか傾斜もあるんですけども、問題はないということで大丈夫だと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、 在住の 所有の
畑 285㎡ について
の が、 するための転用申請と

なっています。

は、と借家で暮らしていますが、上の子が小学校に就学するまでに住宅を建築したいため、本申請地に自己住宅を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、住宅街にあり、町道に接している本申請地を最適地として選定したようです。

転用に係る造成については、3方を1.11mのコンクリート擁壁を設置し、花崗土等で1.11m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側の水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9 番委員

現場行ったんですけど、立派なオリーブの木が非常に多いです。けどこれはちゃんと抜根してから、建築すると思います。オリーブの木はどうするのかは私にはわかりません。

事務局

にも確認したところ、今の所有者さんが移転する方向で考えていると伺っておりますが、あくまでもその方針とのことです。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、1番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【1 番委員退席】

議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、 在住の 所有の 畑 148 m² について の が、新たに借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
事務局	 がオリーブを植える土地を探していて、1番委員にご相談をしたんですが、ちょうど農免沿いの自分の土地を紹介したということと聞いております。
議長	この件について、何か意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【1番委員着席】
議長	1番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番の説明の前に、この案件の の方に既に が建っておりまして、これは転用案件だということで、農地転用を行うよう指導しております。 に関しては、 を植えるということを確認しておりますので、今回は のみの案件ということでご説明します。 2番は、 在住の 所有の 田 198 m² 田 446 m²

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、[]在住の[]所有の
[] 畑 415 m² について
[]の[]が、新たに借り受けるものです。
申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さんは欠席ということで事務局何か聞いてますか。

事務局

この、土地の隣接地をすでに[]が自己所有で[]を植えてますと、今回の土地も[]を作っていたんですけども、お母さんと2人暮らしでお母さんも高齢ですので、近々やめたい意向があるということで、この土地に関しては、[]がたまたま隣で作ってましたので、[]に引き継いだ形になります。
、他にも[]を作ってる土地があるんですけども、ここも誰か作ってくれる人がいたらということで5番委員にも打診があったようでございます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、[]在住の[]所有の
[] 田 696 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借

入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 現場確認しましたところ、すでに[]が[]の苗などを作っており、継続ということですので問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[]在住の[]所有の
[] 畑 218 m²
[] 畑 822 m²
の計2筆1,040 m²

6番は、[]在住の[]所有の
[] 畑 215 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長	地元委員が欠席ということで事務局何かありますか。
事務局	現場は既に■■■■が植わっておりまして、■■■■の家の近くということで問題ないと思います。
議長	この件について、何か意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番から10番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■畑 712 m² 8番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■田 532 m² 9番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■田 314 m² 10番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■田 205 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
秋長会長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	現場見に行ってきたんですけど、全部畑綺麗に草を刈ってあって、ちゃんと管理しているようです。■■■■■には木が一本だけあるぐらいなのでいつでもできるような感じです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番と12番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、 在住の 所有の
 田 756 m²
 田 613 m²
 の計2筆1,369 m²
12番は、 在住の 所有の
 田 1,053 m²
 畑 500 m²
 畑 464 m²
 の計3筆2,017 m²について
 （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。
申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 はいもう長年、 を作っておりましてこれがもう、また10年間延びていくだけで綺麗に管理されておりますので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	最初に会長のごあいさつにありましたように天気の方がですね、非常に定まっていいうことで体調がついていかないというような状況の今日この頃でないかと思います。 そういった中ご出席いただきましてご協議いただきありがとうございます。これで定例会を閉会とします。
議長	それでは、引き続き協議事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	○令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の点検・評価について ○令和5年小豆島町賃借料情報について（報告事項） 説明（省略）
議長	ただいまの説明について質問等ありますか。
委員一同	【質疑応答】
議長	それでは、ほかに意見等が無ければ、これで終わります。

閉　　会　　午後2時10分

議　　　長　　　会長

議事録署名人　　3番

議事録署名人　　4番

